

# 草津市のごみ状況

(平成26年度版)

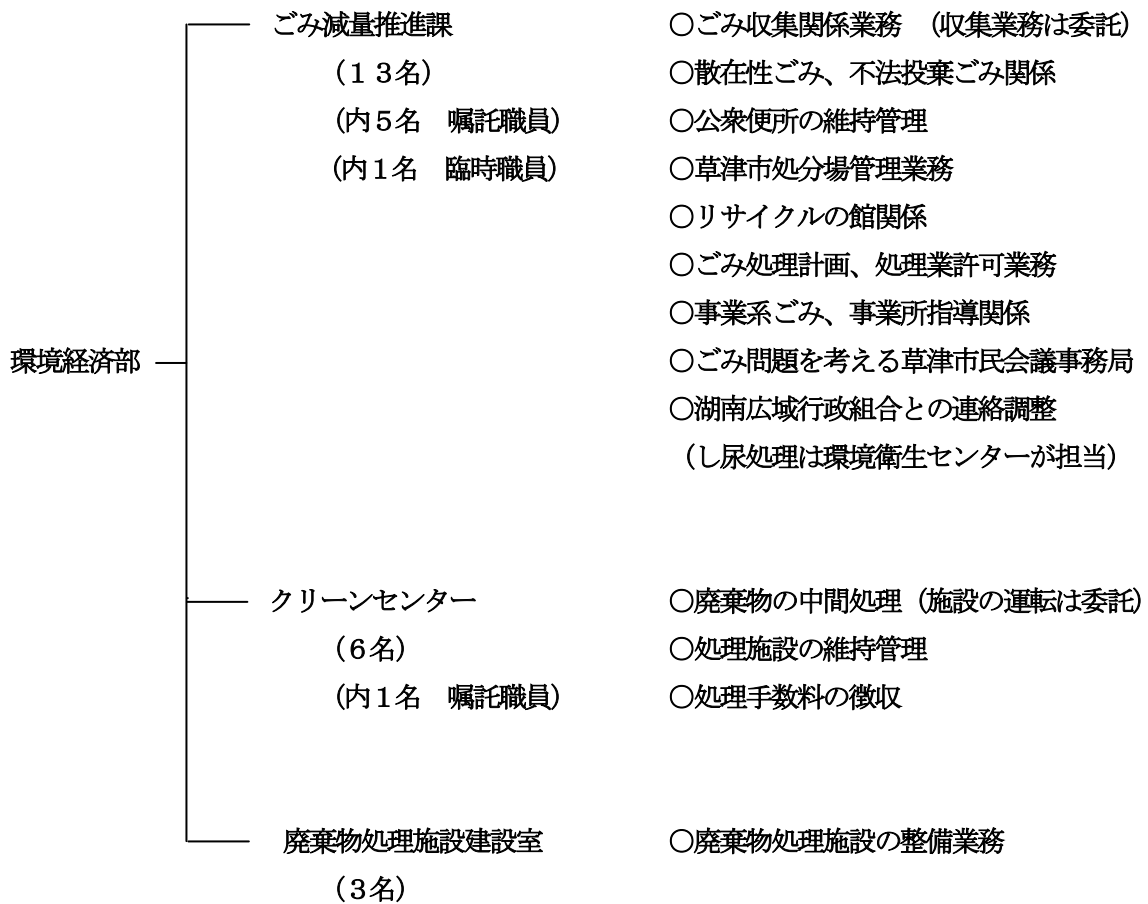
[第1回草津市廃棄物減量等推進審議会 資料版]

## 草津市のごみ処理

昭和35年	ため池を利用した埋立てを開始。
昭和40年 ～昭和47年	一部事務組合がコンポスト方式により生ごみ処理を実施。
昭和48年	プラスチックごみの分別収集を開始。重油還元方式によるプラスチックごみの処理を実施。
昭和51年	清掃工場（現クリーンセンター）建設計画の具体化に伴い、プラスチック溶融固化法の有効性に着目し、溶融固化方式により、プラスチックごみを成型品（植木鉢、プランター、広幅板）に再生。
昭和52年	清掃工場各施設の移動に伴い、ごみの5種類分別収集を開始し、ごみの減量と再資源化についての本格的な取り組みを開始。
昭和57年	週1回30品の予約収集制による粗大ごみの特別収集を開始。
昭和60年	市内の公共施設に回収ボックスを設置し、乾電池の拠点回収を開始。
平成2年	市民、行政、事業者が協力して、ごみの減量、リサイクルの推進を図るため、「ごみ問題を考える草津市民会議」が発足。現在に至るまで、ごみの減量化と再資源化の推進に取り組んでいる。
平成5年	焼却炉改修工事ならびに破碎ごみ処理施設の整備に着手。
平成8年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎ごみ処理施設完成。</li> <li>・市内全域で予約制による月2回の粗大ごみの定期戸別収集を開始。</li> </ul>
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉改修工事完成。1日の処理能力が90tから150tに向上。</li> <li>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）の趣旨に基づき、ペットボトルの分別収集を実施。</li> </ul>
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴い、製造業者による再商品化等が行われる特定家庭用機器であるテレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを従来の粗大ごみの対象から除外。</li> <li>・蛍光管をより安全に処理するため、市役所と各市民センターに回収ボックスを設置し、拠点回収を開始。</li> <li>・ごみの分別徹底を図る目的から、普通ごみ類ごみ袋を従来の紙袋から半透明のポリエチレン袋へ変更。</li> </ul>
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトルの処理について、安定した資源化処理ルート確保のため、容器包装リサイクル法に基づく指定法人の（財）日本容器包装リサイクル協会に委託。</li> <li>・資源の有効な利用の促進に関する法律に定められている指定再資源化製品であるパソコンについては、製造業者等が自主回収・再資源化することになったため、粗大ごみ・小型破碎ごみの対象から除外。</li> </ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪、京都のベッドタウン化や大学の誘致による人口の増加に伴い、ごみ量の増加がみられるため、資源回収奨励金交付事業、生ごみ処理容器購入補助事業を充実するなど、ごみの減量対策を進める。</li> </ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化率の向上を図るため容器包装リサイクル法の対象となる「その他プラスチック」を圧縮・梱包し、（財）日本容器包装リサイクル協会に引渡し、広域での資源化を開始。このことにより、昭和51年以来続けていたプラスチックの溶解固化による再生は終了。</li> </ul>

平成21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの不法投棄対策の強化を図るため、市の専従職員が不法投棄多発箇所を中心に、市内を巡回する「安全安心パトロール」を実施し、不法投棄の防止および地域の環境の保全に努める。</li> <li>徹底したごみ分別を行うとともに、更なる資源化の推進を図ることを目的に、ごみ集積所を巡回し啓発指導を行う。</li> </ul>
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>更なるごみの資源化、減量化の推進を図るため、①古紙類の分別区分を設定、②プラスチックごみは、容器包装リサイクル法対象物のみへと変更、等、ごみの分別区分を10種類から11種類にする。</li> <li>ごみ袋の配布方法を引換券制へと変更。</li> </ul>

## 1 草津市の廃棄物行政組織



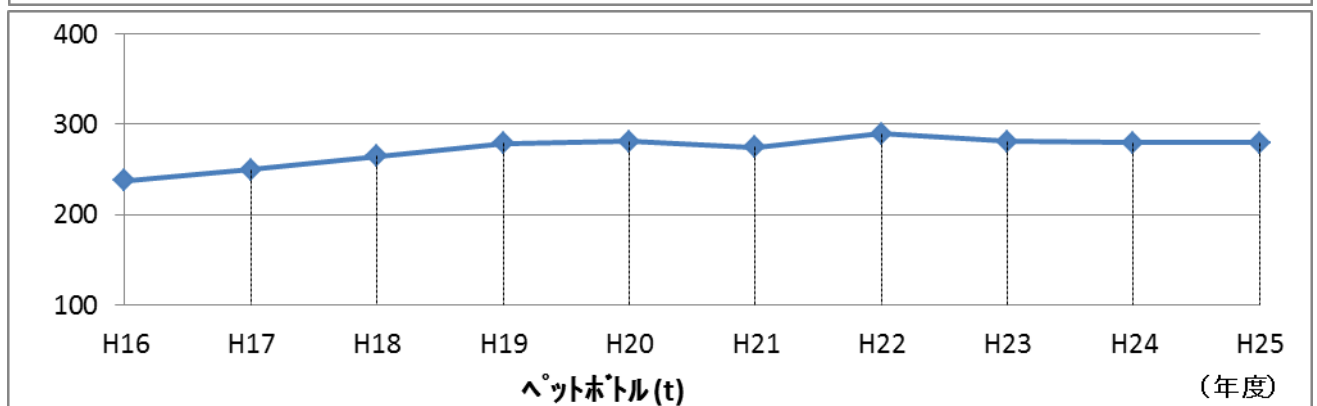
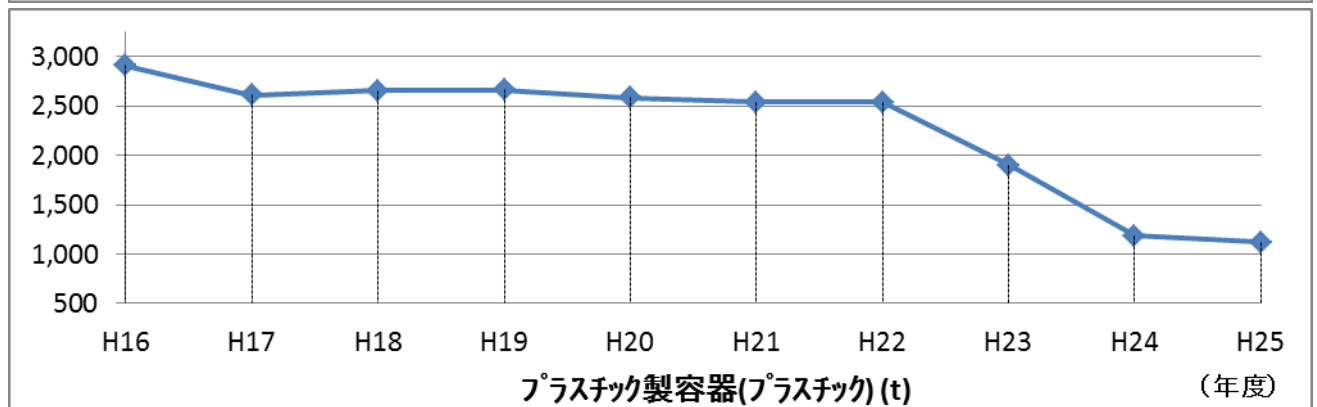
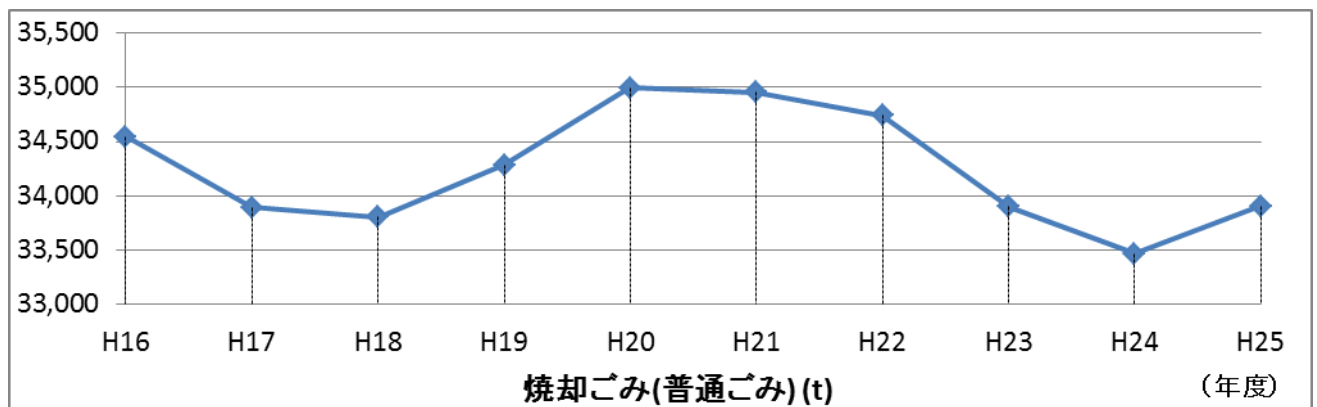
## 2 草津市のごみ処理の推移

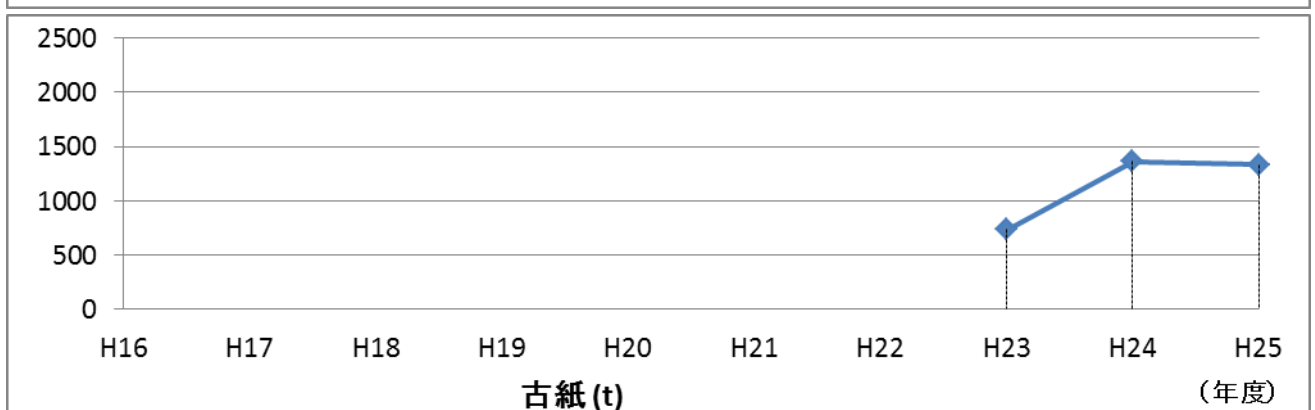
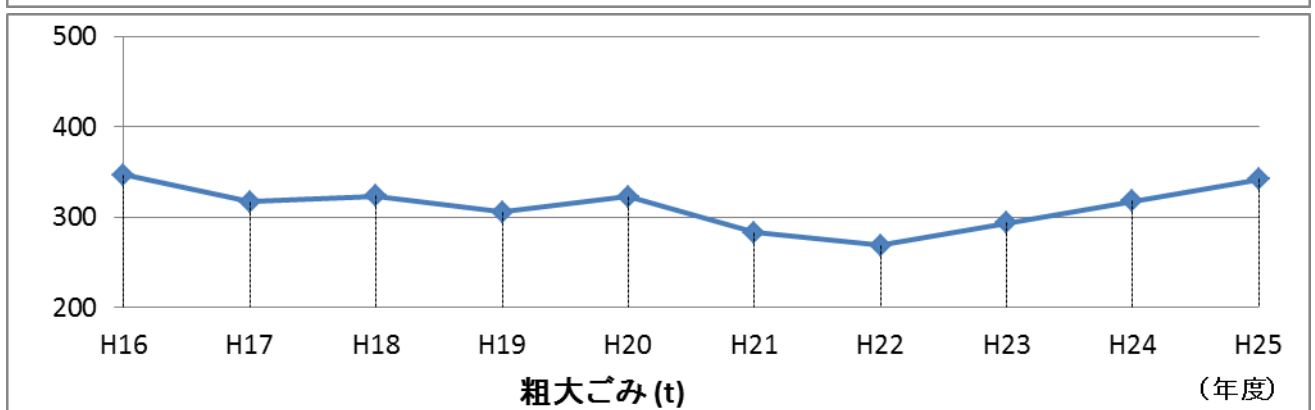
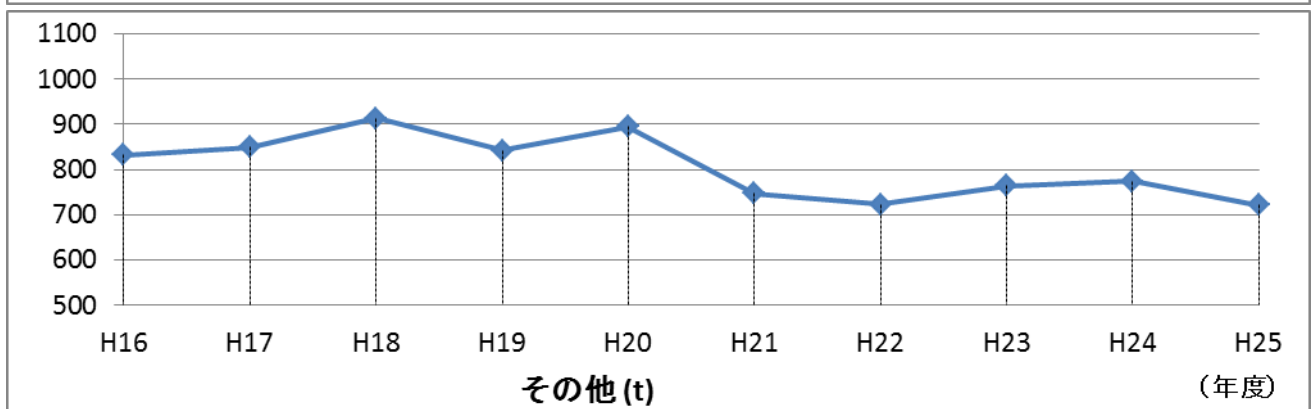
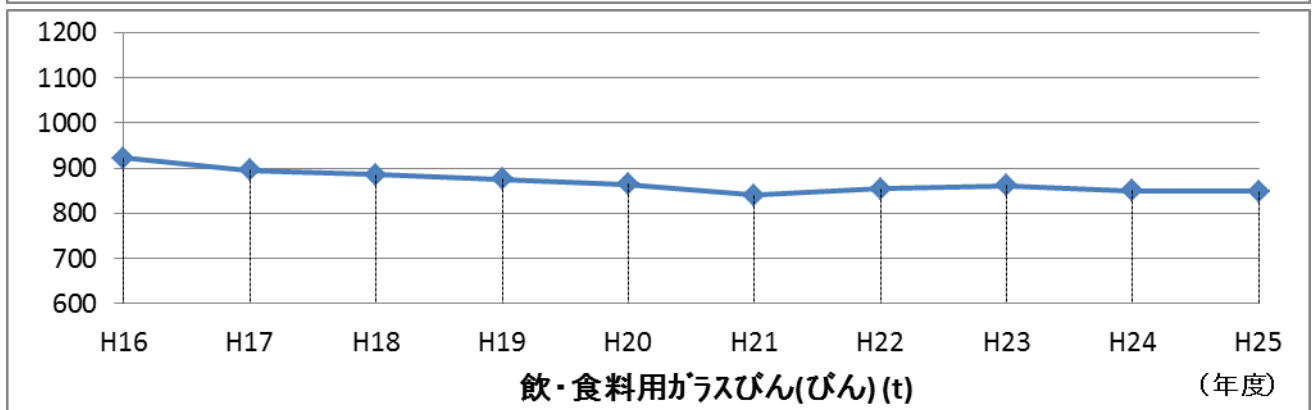
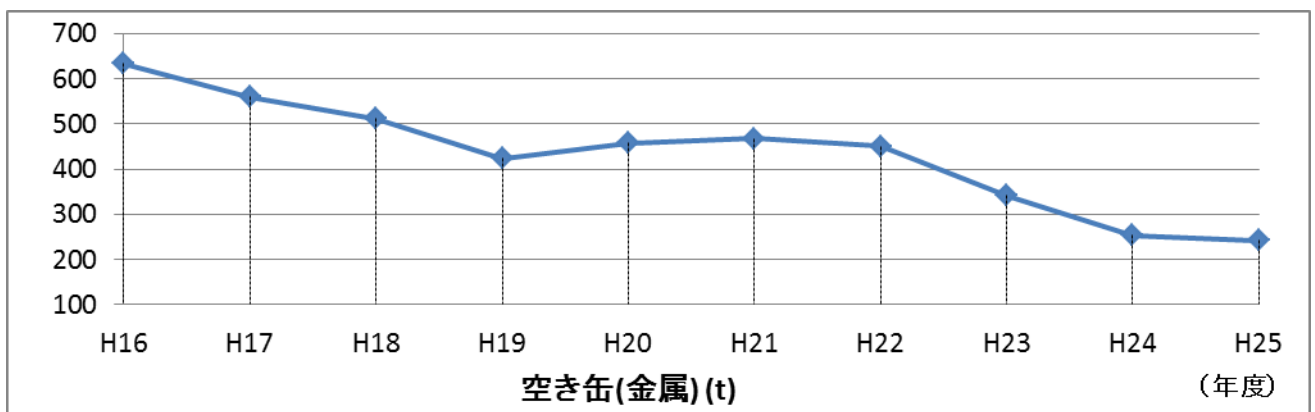
### (1) ごみ処理量

(単位：t)

年 度	焼却ごみ (普通ごみ)	プラスチック製 容器 (プラスチック)	ペットボトル	空き缶 (金属)	飲・食料用 ガラスびん (びん)	その他	粗大ごみ	古紙	合 計
平成 16 年度	34,543	2,908	238	634	922	833	347	—	40,425
平成 17 年度	33,896	2,609	250	560	896	850	317	—	39,378
平成 18 年度	33,805	2,652	265	512	886	914	324	—	39,358
平成 19 年度	34,287	2,659	279	424	876	843	306	—	39,674
平成 20 年度	34,994	2,586	281	458	864	895	323	—	40,401
平成 21 年度	34,954	2,538	275	468	840	747	283	—	40,105
平成 22 年度	34,740	2,535	290	451	855	723	269	—	39,863
平成 23 年度	33,900	1,901	281	342	862	764	294	734	39,078
平成 24 年度	33,469	1,187	280	254	850	775	318	1,363	38,496
平成 25 年度	33,908	1,121	280	243	849	722	342	1,330	38,795

※「その他」は、破碎(小型破碎)、陶器・ガラス(不燃物)、乾電池、蛍光灯の4種類

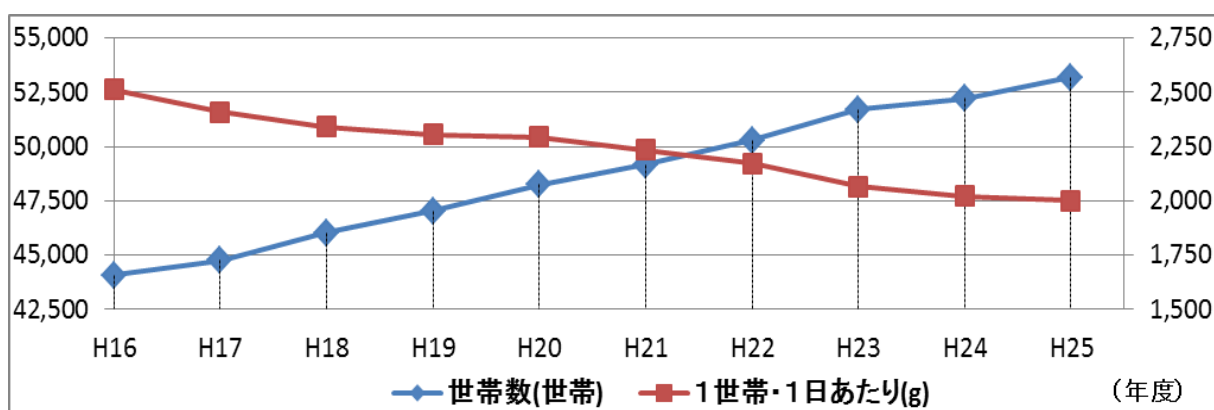
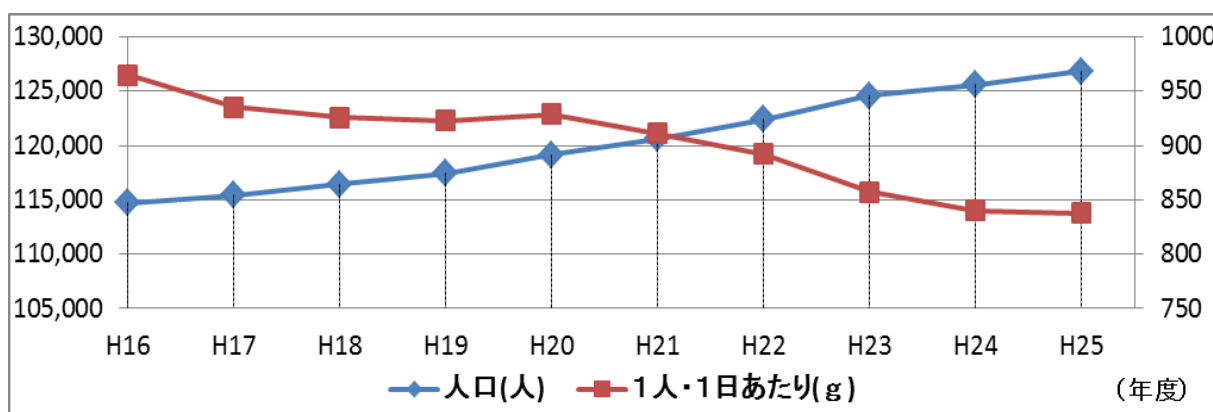
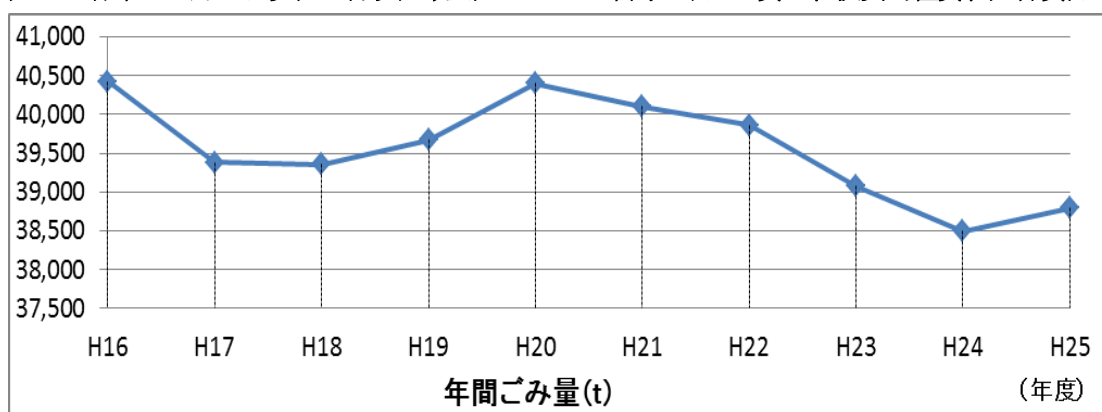




(2) 一人および一戸あたりの1日のごみ量

年 度	年間ごみ量 (t)	人口 (人)	1人・1日 あたり(g)	世帯数 (世帯)	1世帯・1日 あたり(g)	年間ごみ処理費 (千円)
平成16年度	40,425	114,712	965	44,089	2,512	1,171,822
平成17年度	39,378	115,431	935	44,769	2,410	1,221,429
平成18年度	39,358	116,411	926	46,032	2,342	1,357,777
平成19年度	39,674	117,419	923	47,036	2,305	1,286,451
平成20年度	40,401	119,123	929	48,260	2,293	1,287,187
平成21年度	40,105	120,632	911	49,177	2,234	1,153,535
平成22年度	39,863	122,423	892	50,279	2,172	1,105,946
平成23年度	39,078	124,595	857	51,703	2,065	1,148,509
平成24年度	38,496	125,611	840	52,217	2,020	1,108,342
平成25年度	38,795	126,853	838	53,170	2,000	1,052,212

※人口は各年10月1日現在の行政区域内人口 ※年間ごみ処理費は、投資的経費、人件費除く



### 3 ごみ減量排出対策事業

#### (1) ごみの11種類分別の実施

焼却ごみ、プラスチック製容器、ペットボトル、空き缶、飲・食料用ガラスびん、破碎ごみ、陶器・ガラス、古紙の8種類をステーション方式、粗大ごみを定期戸別収集方式、乾電池、蛍光管の2種類を拠点収集方式の合計11種類分別収集の実施により、ごみの減量とリサイクルの推進を図っています。

#### (2) 指定袋制の実施

焼却ごみ、プラスチック製容器、ペットボトルについては、ごみ袋を市指定のものとし、分別の徹底と排出量の抑制を図っています。

#### (3) 生ごみ処理容器購入補助

生ごみについては、有効な土壌肥料になり、ごみの減量にもつながることから、生ごみ処理容器購入者へ補助金を交付しています。なお、平成14年度からは、畑等土地のない家庭でも利用できる、電気式等の生ごみ処理容器のみの補助としましたが、平成22年度からは、コンポストタイプの簡易な処理容器も補助の対象に加えています。

#### (4) 資源回収実施団体への奨励金交付

紙や布は、リサイクルが可能であり、資源回収による資源の有効利用はごみの減量にもつながることから、資源回収実施団体に奨励金を交付しています（4円/kg）。

また、円滑な古紙等の回収を促進すべく、資源回収業者に対しても奨励金を交付しています（1円/kg）。

#### (5) 転入者窓口説明

市外からの転入者について、草津市の11種類の分別方法について、転入時に説明し、分別の徹底を図っています。

#### (6) 粗大ごみの有料制

クリーンセンターへの自己搬入や、粗大ごみ定期戸別収集については、所要の料金を徴収しています。

#### (7) ごみ問題を考える草津市民会議との連携

ごみ問題を考える草津市民会議と連携し、市民・企業・行政が一体となり、ごみの減量化、リサイクルの推進、散在性ごみ対策に取り組んでいます。

#### (8) 廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用および再生の促進による廃棄物の減量化および適正な処理に関する事項について、市長の諮問を受けて審議を行います。

#### 4 指定ごみ袋、処理料金等

##### (1) 指定ごみ袋

###### ①焼却ごみ類用ごみ袋の規格

(材質) 高密度ポリエチレン (半透明)

(規格) 厚さ 0.03mm、縦 800mm×横 360mm、ガゼット折 150mm

###### ②プラスチック製容器類用、ペットボトル類用ごみ袋の規格

(材質) 低密度ポリエチレン (無色透明)

(規格) 厚さ 0.03mm、縦 950mm×横 450mm、ガゼット折 250mm

###### ③指定ごみ袋引換券の配布および指定ごみ袋の販売方法

(配布方法) 町内会を通じて配布

(配布時期) 毎年 9 月 (1 年分配布)

(指定ごみ袋引換券配布枚数) 135 枚分/年 (単身世帯は 90 枚分/年)

(指定ごみ袋引換券交換場所・指定ごみ袋販売場所)

市役所、市民センター、市民交流プラザ、草津市農協本・支店など

(販売金額) 1 枚 110 円

##### (2) ごみ処理手数料

###### ①平成26年6月30日迄

区 分		処理単価
一般廃棄物	1 回の搬入量が 200kg 未満のとき	110 円 / 10kg
	1 回の搬入量が 200kg 以上のとき	160 円 / 10kg

※ 処理手数料 = 重量 × 処理単価 × 1.05 (10 円未満切捨て)

###### ②平成26年7月1日以降

区 分		処理単価
一般廃棄物	1 回の搬入量が 200kg 未満のとき	110 円 / 10kg
	1 回の搬入量が 200kg 以上のとき	170 円 / 10kg

##### (3) 粗大ごみ処理手数料

###### ①手数料

処理手数料	主な品目
2,900 円 / 点	温水器、電子ピアノ等 処理が特に困難なもの
1,500 円 / 点	電子レンジ、ステレオ、タンス、ベッド、書棚、食器棚、サイドボード、学習机、自転車等 処理が困難なもの
800 円 / 点	ふとん(3 枚単位)、じゅうたん、掃除機、扇風機、ストーブ、ガスコンロ等 処理が容易なもの

手数料は、クリーンセンターへの自己搬入の場合はクリーンセンターで料金を支払い、粗大ごみ定期戸別収集の場合は、粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券購入時に支払う。

###### ②粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券販売場所

市役所、市民センター、市民交流プラザ、草津市農協本・支店など



#### (4) 家電4品目収集運搬手数料

(リサイクル料金は別途必要)

品目名	収集運搬手数料
冷蔵庫・冷凍庫	5,100円/台
エアコンディショナー	4,400円/台
テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式のもの)	3,100円/台
洗濯機・衣類乾燥機	2,100円/台

手数料は、郵便局・ゆうちょ銀行にて「粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券」購入時に支払います。ただし、当該手数料は、申込者宅から指定引取場所までの収集運搬料金であり、再商品化(リサイクル)等料金は含まれていないので、法律に基づく再商品化(リサイクル)料金を別に支払う必要があります。

### 5 散在性ごみ、不法投棄ごみ対策

#### (1) 散在性ごみ対策

市内散在性ごみ一斉清掃や、平成12年4月1日に施行された「草津市ポイ捨て防止に関する条例」において設定した市民行動の日において、ごみ問題を考える草津市民会議とともに、清掃および啓発活動を行なうなど、散在性ごみ防止に向けた取り組みを推進しております。

##### ○美化推進対策事業

- (啓 発) 市内散在性ごみ一斉清掃、ポイ捨て防止市民行動の日など
- (その 他) ボランティア清掃活動支援など

#### (2) 不法投棄ごみ対策

市内での不法投棄により、地域的美観を損ない、環境への悪化をもたらしていることから、町内会等と行政が協力し、対策にあたっています。平成10年度から、不法投棄粗大ごみ回収業務を業者委託し、定期的なパトロールと速やかな回収に努めています。

また、地域住民に、公共スペースの不法投棄監視活動をしていただいております。

平成21年度からは、市の専従パトロール員が、毎日、市内の道路や河川をはじめとする公共スペースを中心に巡回するパトロールを実施し、不法投棄の防止および地域の環境の保全に努めています。

##### ○不法投棄防止対策事業

- (啓発・点検) 地域住民による不法投棄監視活動、市専従職員によるパトロールの実施
- (啓 発) 不法投棄防止看板設置
- (その 他) 南部環境事務所管内に地域ごみ対策会議を設置(県組織)  
不法投棄物回収の実施

### (3) ごみ集積所整備事業に対する補助

平成8年度より、町内会が維持管理するごみ集積所を一定の基準により改修または新設した場合、実施する町内会に対し5万円を限度として補助を行っています。

年 度	町内会数	補助件数	補助金額
平成16年度	16町内会	24箇所	1,138,730円
平成17年度	13町内会	17箇所	850,000円
平成18年度	15町内会	21箇所	1,006,063円
平成19年度	12町内会	21箇所	998,000円
平成20年度	14町内会	16箇所	782,812円
平成21年度	12町内会	16箇所	716,247円
平成22年度	12町内会	15箇所	750,000円
平成23年度	9町内会	23箇所	1,149,000円
平成24年度	11町内会	23箇所	1,088,757円
平成25年度	15町内会	16箇所	768,250円

## 6 ごみ処理予算

平成26年度予算額 ※人件費除く

(単位：万円)

清掃行政全体予算額	131,390
○環境衛生推進費(ご)	449
○清掃事業推進費(ご)	4,928
○最終処分場整備費(ご)	655
○湖南広域行政組合負担金(ご)	16,871
○ごみ収集費(ご)	30,432
○ごみ減量化対策推進費(ご)	19,234
○廃棄物処理施設整備費(廃)	1,019
○クリーンセンター管理運営事業費(ク)	57,802

(ご) ごみ減量推進課 (ク) クリーンセンター (廃) 廃棄物処理施設建設室

## 7 ごみ処理施設

### (1) 草津市立クリーンセンター

草津市の中間処理施設として、昭和52年4月に竣工し、ごみ焼却処理施設(平成9年3月基幹整備完了)、金属処理施設、破碎ごみ処理施設(平成8年3月新設)、ペットボトル圧縮梱包処理施設(平成9年10月新設)、プラスチック圧縮梱包処理施設(平成17年3月新設)を保有しています。

施設名	形式	能力
ごみ焼却処理施設	ストーカ方式	150t/24h
プラスチック圧縮梱包処理施設	油圧プレス方式	9t/5h
金属処理施設	油圧プレス方式	10t/5h
破碎ごみ処理施設	破碎・選別方式	10t/5h
ペットボトル圧縮梱包処理施設	油圧プレス方式	1.5t/5h

## (2) 草津市処分場

草津市の廃棄物の処分場として、設置しておりますが、現在は埋立処分を行わず、収集した不燃物を、埋立に適した状態にして、大阪湾の最終処分場等に搬出しています。

施設名	面積
草津市処分場	16,374㎡

## 8 ごみ問題を考える草津市民会議

市民生活に密着したごみ問題を、広く市民の総意を結集して、ごみの減量化と再資源化を進めるため、平成2年10月に発足しました。

(構成) 各学区地区代表者、各種団体の代表者、事業者、一般公募市民、行政等で構成

(組織) 会長(1名)・副会長(2名)・監事(2名)

○部会・・・3R推進部会、地域環境部会

(活動内容) ポイ捨て防止市民行動の日(5月)、リサイクルフェア(9月)、  
市内散在性ごみ一斉清掃(11月)、広報誌「ごみジャーナル」(年2回)、  
その他市民への啓発、研修等

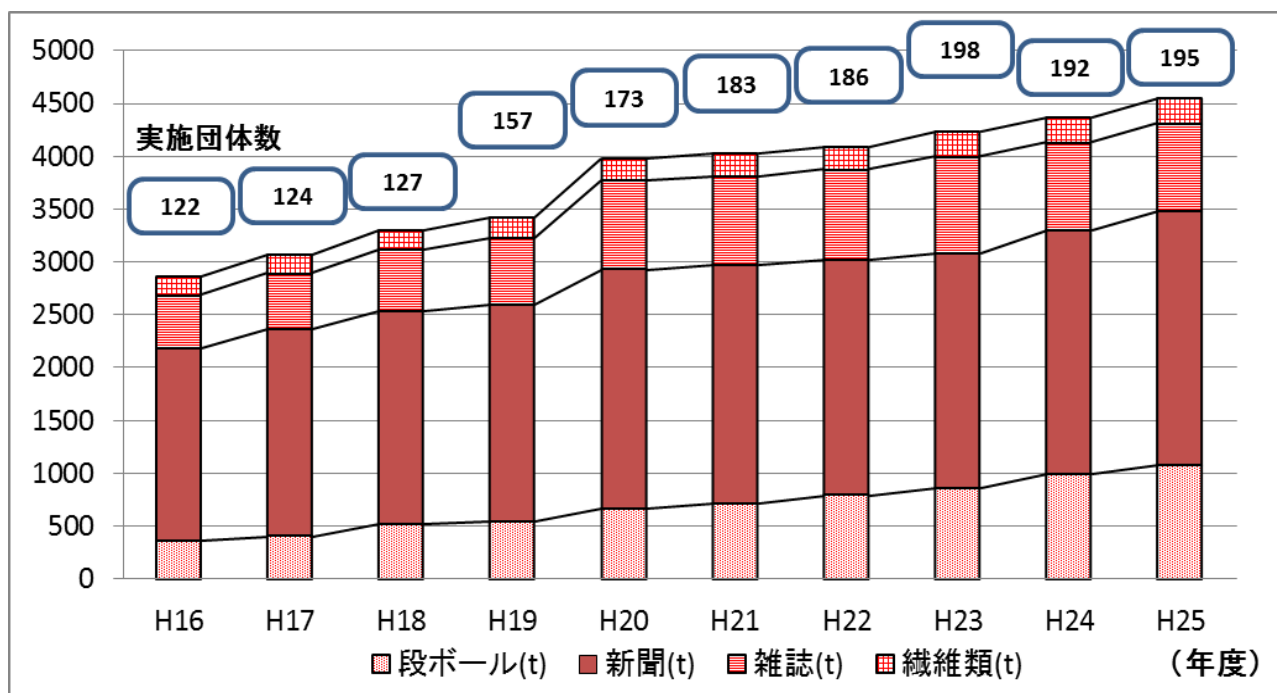
(事務局) 草津市ごみ減量推進課内

## 9 ごみ減量、リサイクル実績

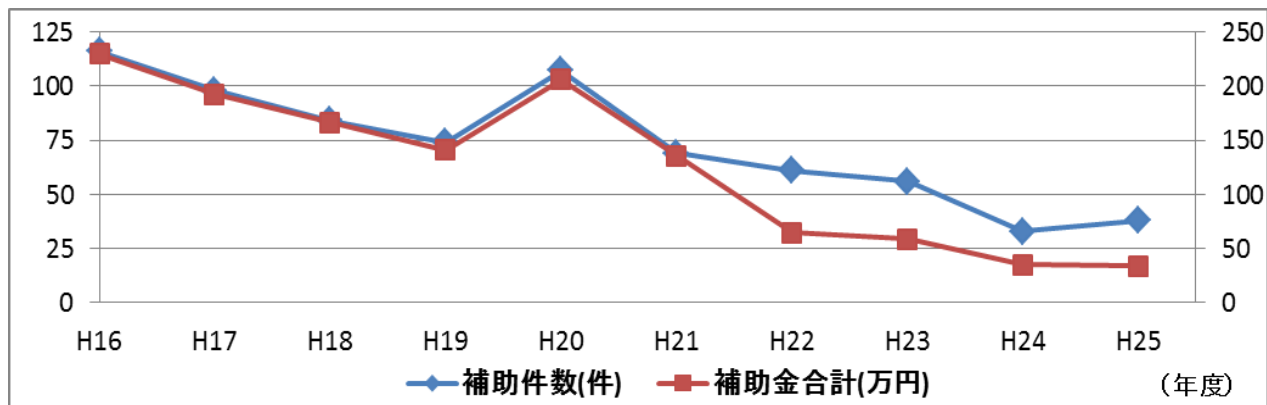
### (1) 資源回収の実績・生ごみ処理容器購入補助実績

年度	資源回収の実績(単位:t)					生ごみ処理容器購入補助実績	
	段ボール	新聞	雑誌	繊維類	合計	補助件数	補助金合計
平成16年度	364	1,820	502	175	2,861	116件	2,296,600円
平成17年度	405	1,956	526	186	3,073	98件	1,925,600円
平成18年度	524	2,011	580	190	3,305	84件	1,663,900円
平成19年度	540	2,052	629	199	3,420	74件	1,410,700円
平成20年度	662	2,268	838	213	3,981	107件	2,061,600円
平成21年度	711	2,264	830	220	4,025	69件	1,355,600円
平成22年度	792	2,234	849	214	4,089	61件	644,500円
平成23年度	863	2,220	913	238	4,234	56件	585,700円
平成24年度	991	2,307	828	238	4,364	33件	353,100円
平成25年度	1,080	2,403	830	238	4,551	38件	340,400円

資源回収の実績



生ごみ処理容器購入補助実績

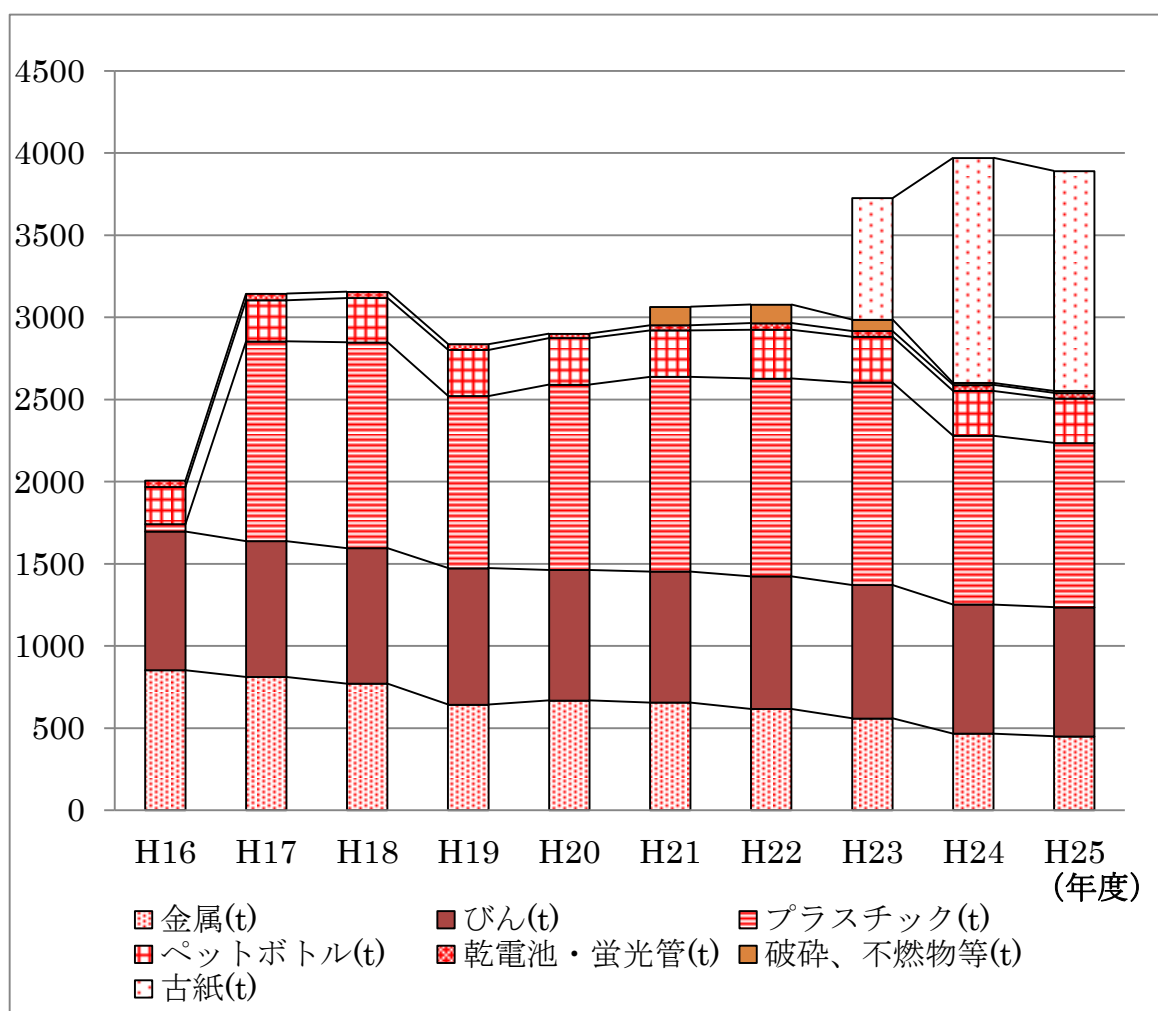


(2) 収集したごみの中間処理資源化量

(単位 t)

年 度	金属	びん	プラス チック	ペット ボトル	乾電池 蛍光管	破碎 不燃物等	古紙	合計
平成 16 年度	853	844	46	226	39	—	—	2,008
平成 17 年度	813	825	1,216	251	39	—	—	3,144
平成 18 年度	771	825	1,252	270	38	—	—	3,156
平成 19 年度	644	830	1,047	281	35	—	—	2,837
平成 20 年度	669	794	1,128	283	26	—	—	2,900
平成 21 年度	656	798	1,184	283	31	112	—	3,064
平成 22 年度	618	807	1,203	298	39	113	—	3,078
平成 23 年度	560	811	1,232	279	35	69	740	3,726
平成 24 年度	468	785	1,027	273	35	13	1,369	3,970
平成 25 年度	451	785	1,000	270	34	13	1,337	3,890

プラスチックについては、平成17年度から容器包装リサイクル法の対象となる「その他プラスチック」を圧縮・梱包して指定法人の容器包装リサイクル協会に引渡し再資源化を行っており、プラスチック独自再生処理は終了しました。平成23年10月から、新たに古紙類の行政回収を始めました。

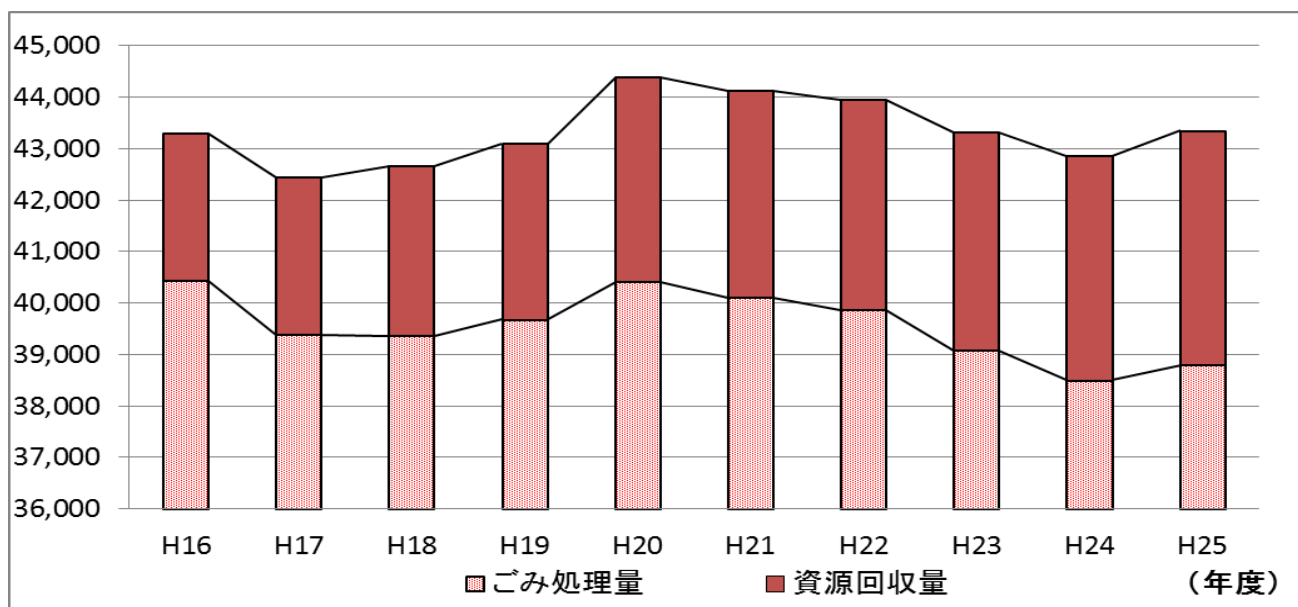


(3) 資源化率 (資源回収量+中間処理資源化量/ごみ発生量)

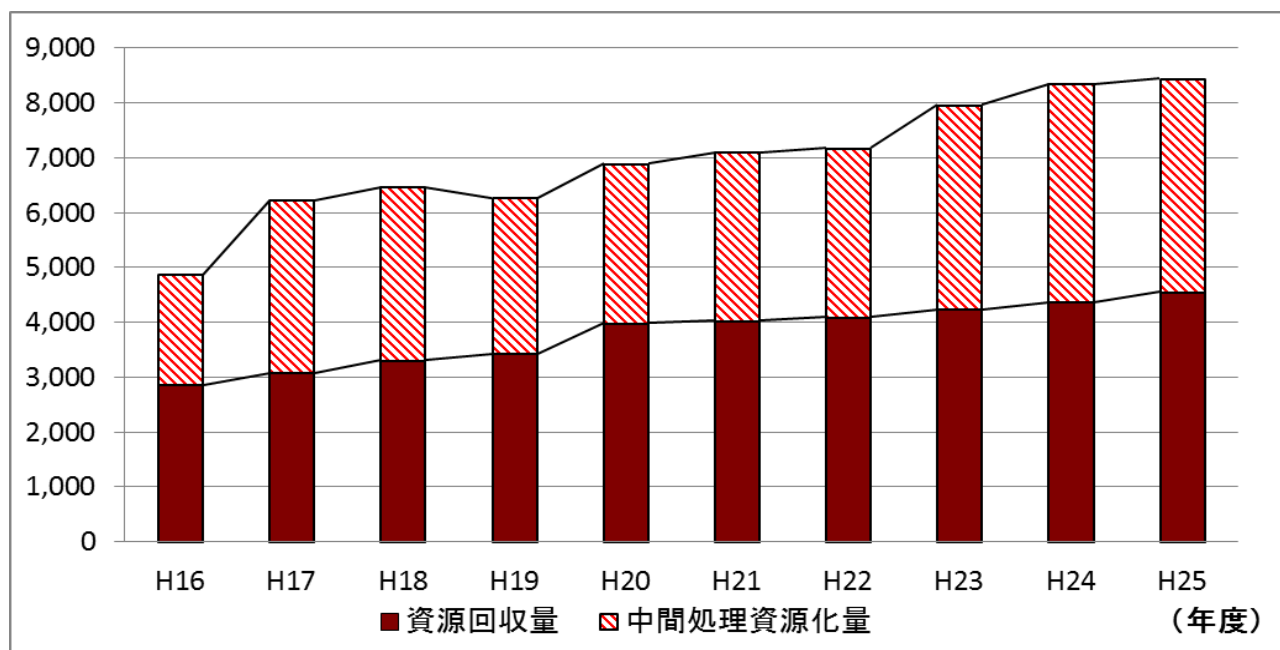
(単位 t)

年 度	ごみ処理量 ①	資源回収量 ②	ごみ発生量 ③=①+②	中間処理 資源化量④	資源化量 ⑤=②+④	資源化率 (%) ⑤/③
平成 16 年度	40,425	2,861	43,286	2,008	4,869	11.2
平成 17 年度	39,378	3,073	42,451	3,144	6,217	14.6
平成 18 年度	39,358	3,305	42,663	3,156	6,461	15.1
平成 19 年度	39,674	3,420	43,094	2,837	6,257	14.5
平成 20 年度	40,401	3,981	44,382	2,900	6,881	15.5
平成 21 年度	40,105	4,025	44,130	3,064	7,089	16.1
平成 22 年度	39,863	4,089	43,952	3,078	7,167	16.3
平成 23 年度	39,078	4,234	43,312	3,726	7,960	18.4
平成 24 年度	38,496	4,364	42,860	3,970	8,334	19.4
平成 25 年度	38,795	4,551	43,346	3,890	8,441	19.5

ごみ発生量

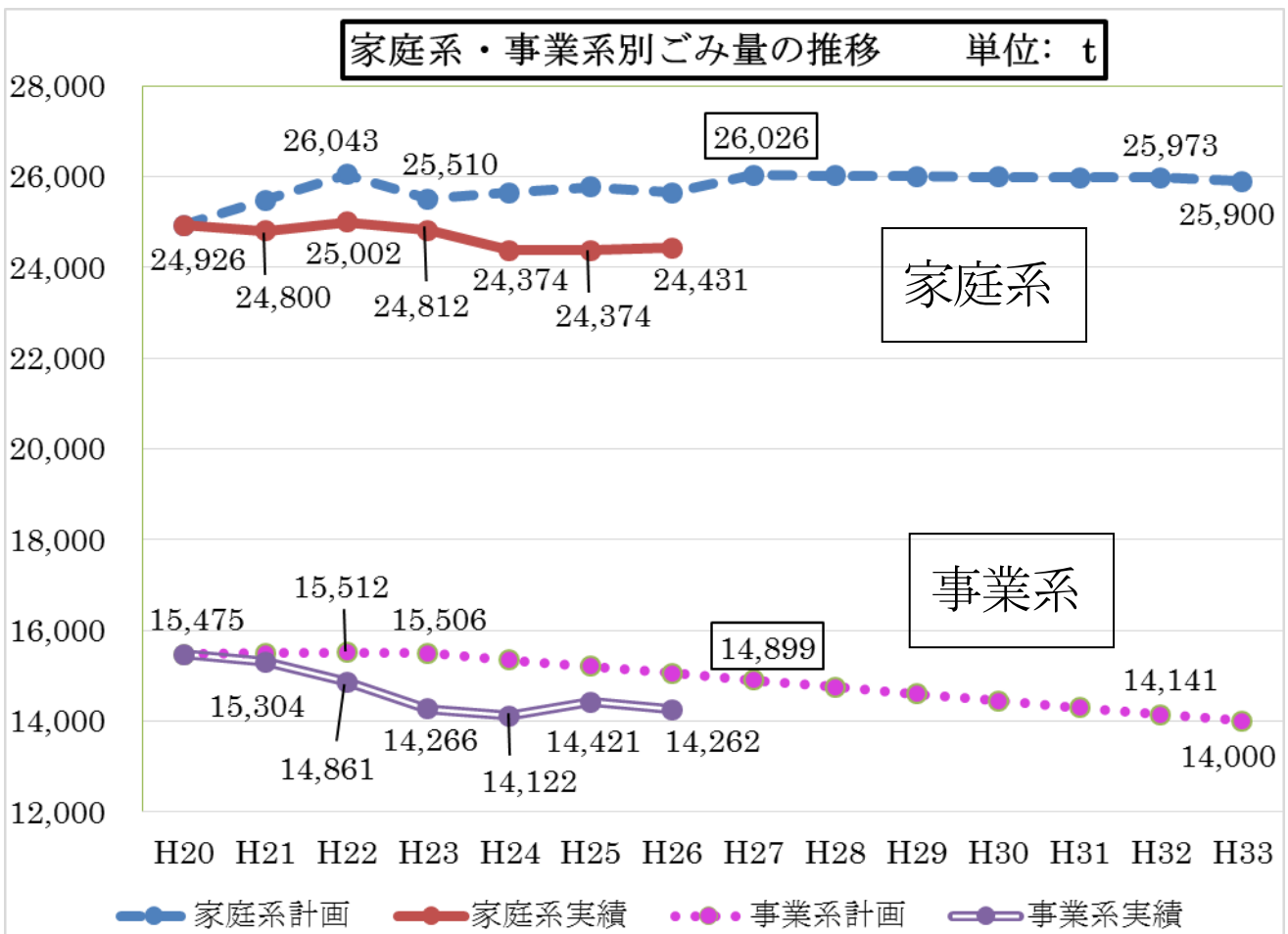
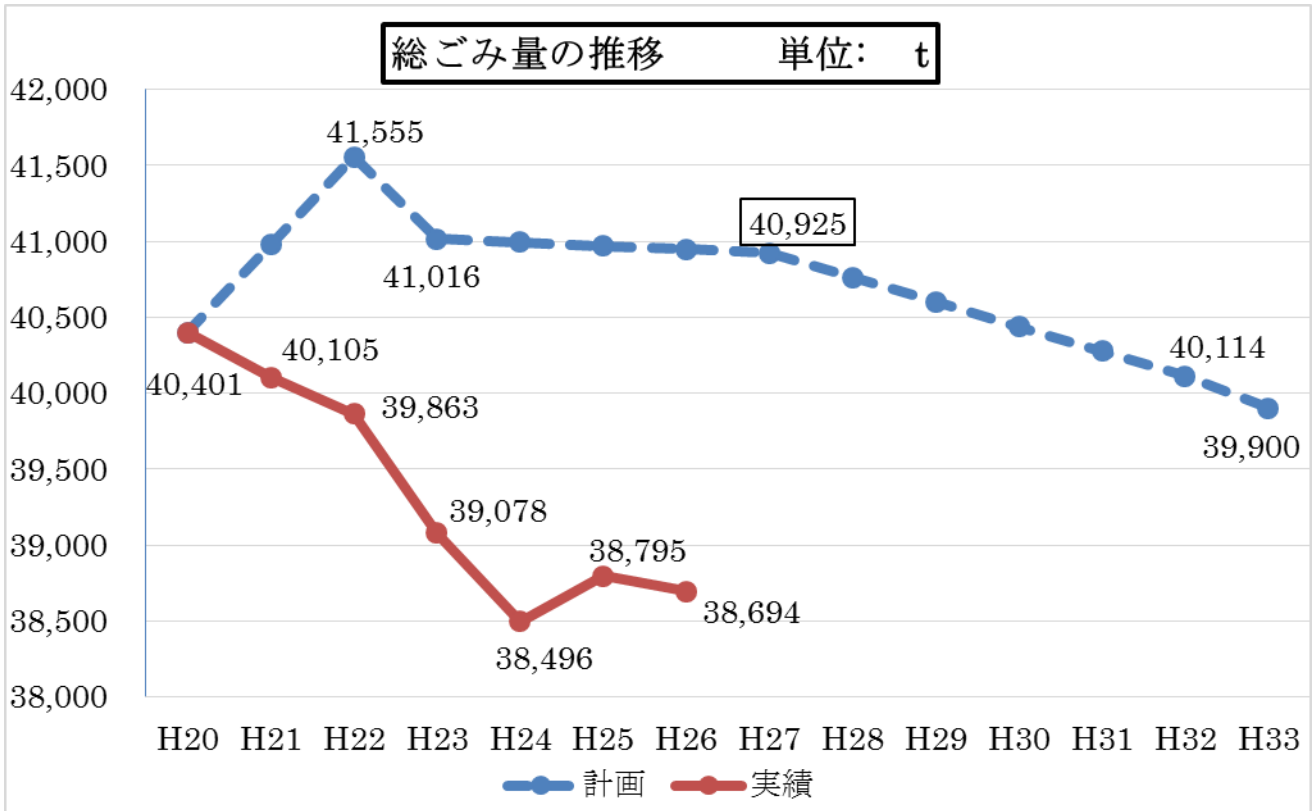


資源化量

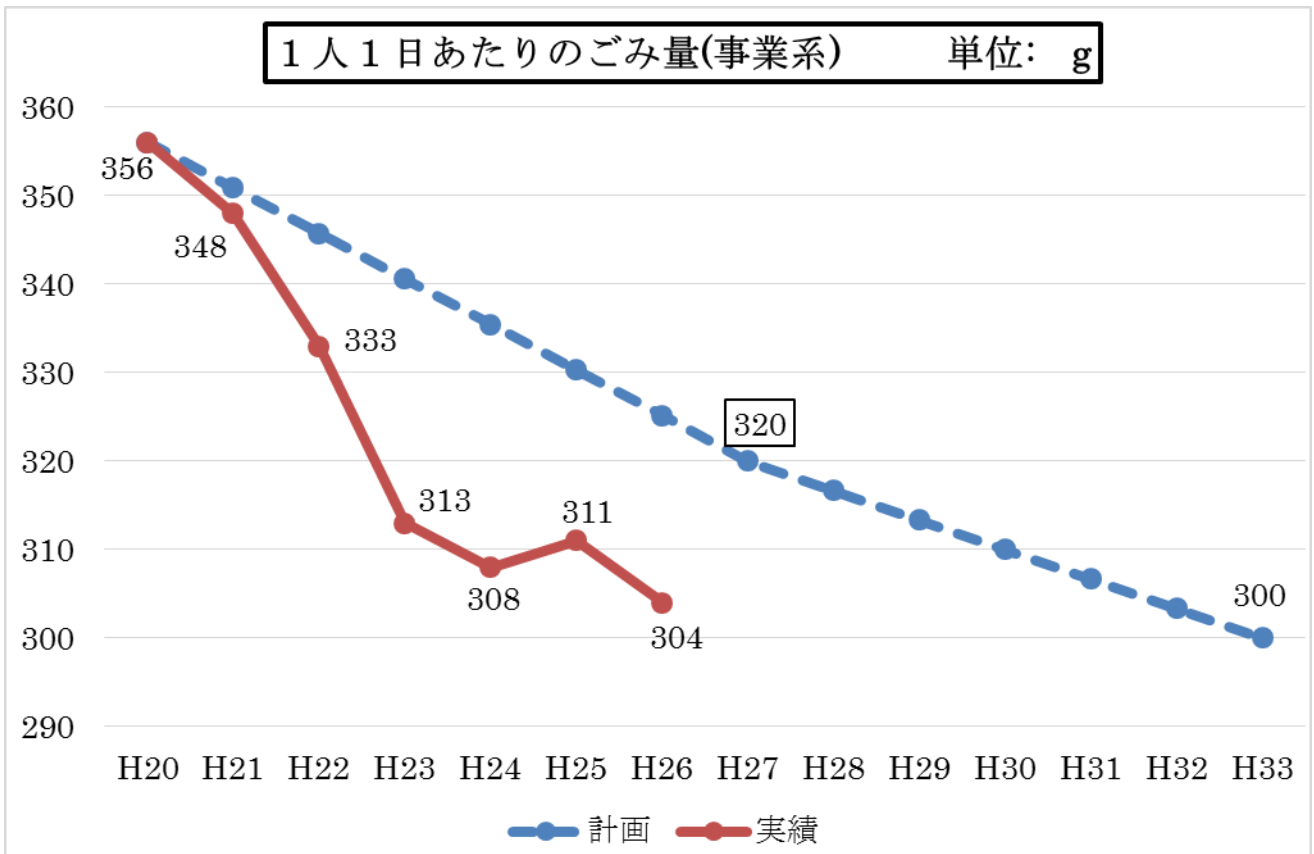
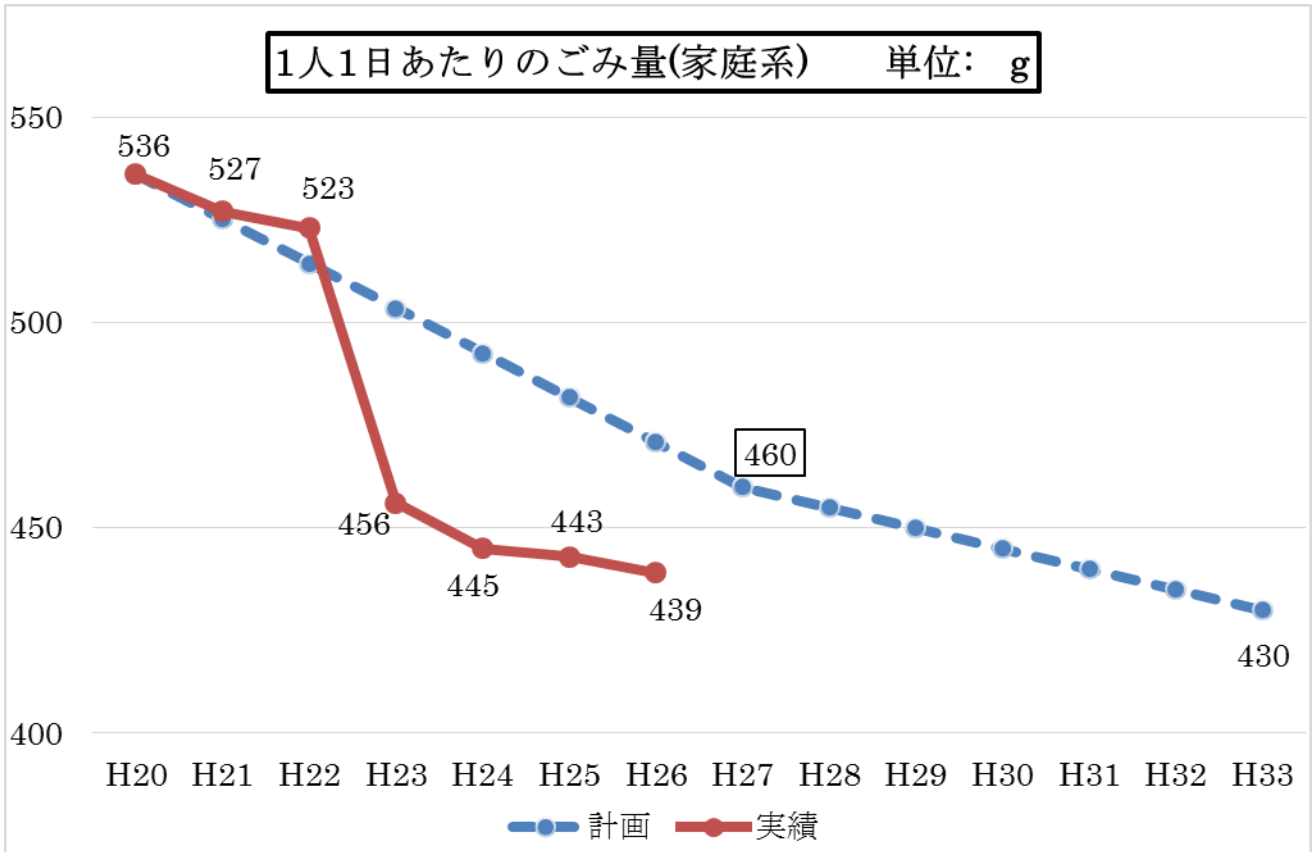


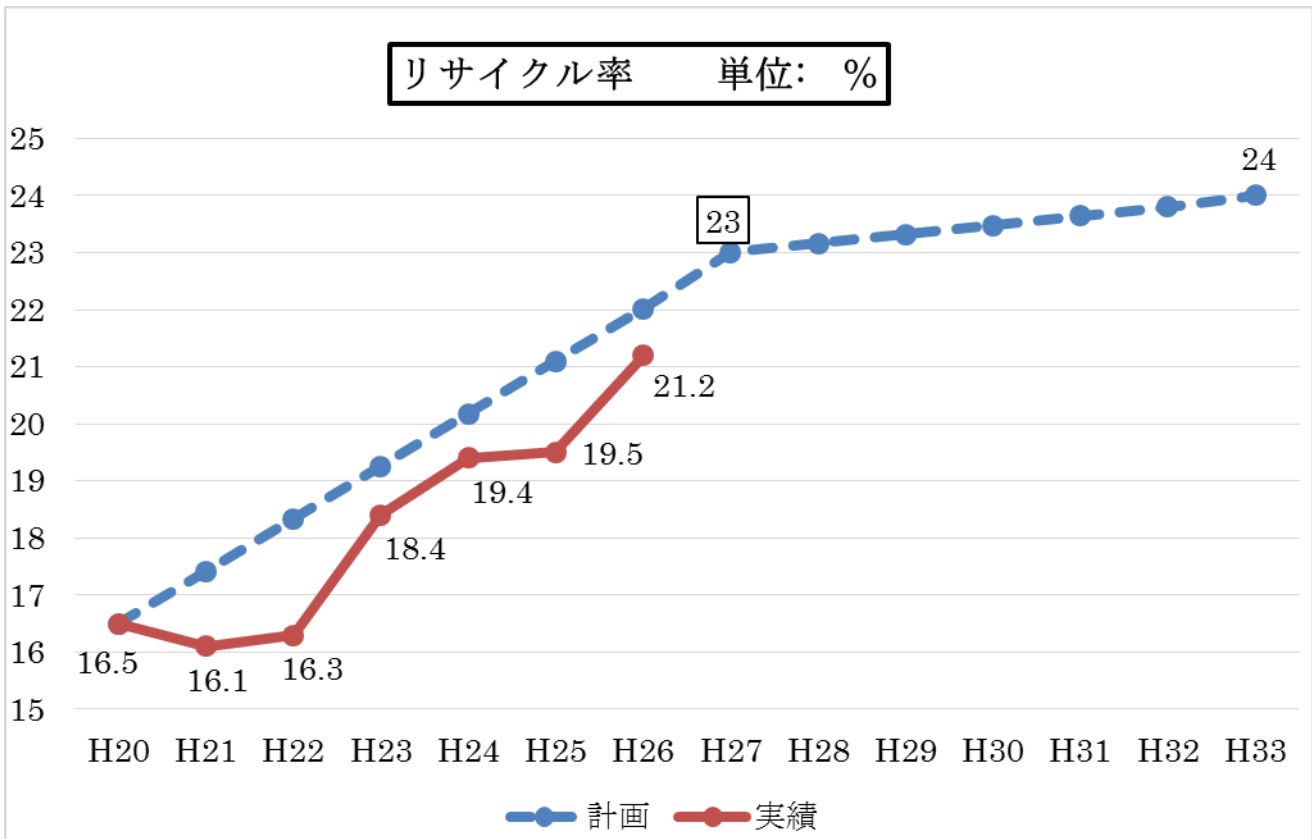
# ごみ量等推移グラフ

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標数値と実績









1人1日あたりのごみ量(家庭系)

$$= \text{家庭系ごみ排出量(t)} \div 365(366) \text{日} \div \text{人口}$$

(資源ごみ除く)

1人1日あたりのごみ量(事業系)

$$= \text{事業系ごみ排出量(t)} \div 365(366) \text{日} \div \text{人口}$$

リサイクル率(資源化率)

$$= \text{資源化ごみ量} \div \text{ごみ発生量} \times 100$$

※「資源化ごみ量」=直接資源化量(集団回収含む) + 中間処理後の資源化量

※「ごみ発生量」=家庭系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量 + 集団回収量